

学校会計に係る第三者による外部検証委員会の設置について

○ 外部検証委員会の設置の背景と目的

市立中学校における公金の不適正処理事案の発生を受け、市立の全小・中・特別支援学校を対象に調査を実施した結果、公金の現金化や使途不明金など同様の事案は無かったものの、16校において、差替えなど不適切な処理が明らかになった。

不適切な処理の中には、本来、公正な入札を行い、落札者と市長が契約し、使用料の費目から支払うべき事務用機器のリース代金について、その使用目的からは契約の主体となることの出来ないPTA会長名でカラー印刷機のリースについて随意契約を行い、市の需用費の費目から支払いを行っていた事例もあった。

多くの学校でこのような不適切な会計処理が行われた要因としては、学校長や学校事務職員が市の会計や契約のルールを熟知していないという課題や、現行の会計や事務の仕組みが、学校運営を行う上で緊急に必要となる備品調達などに対応しにくいことなどが考えられ、学校現場の実情に即した制度の見直しも必要となってくる。

そのため、このような事案が発生したことを重く受けとめ、弁護士など第三者による外部検証委員会を設置し、第一四半期を目途に、学校における市費会計や事務のあり方についての課題を抽出、検証し、不適切な会計処理について実効性のある再発防止策を講じるもの。